

令和3年8月19日

「観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）」についての
パブリック・コメント手続実施結果

令和3年7月9日から令和3年8月10日までの33日間「観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）」について実施したパブリック・コメント手続では、1人から22件の意見をいただきました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらの意見について、内容を要約して整理し、それらに対する市の考え方とあわせて以下に示します。

今後とも市政につきまして、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○意見を募集した施策等：「観音寺市過疎地域持続的発展計画（案）」

○提出意見<意見の提出者数>1名<意見の数>22件

<意見の提出方法>持参1件

※提出いただいたご意見は、趣旨を変えない範囲内で、簡略化または文言等の調整をしています。また、内容が類似しているご意見につきましては、まとめて1件分として市の考え方を示しています。

No.	該当箇所	ご意見（要約）	意見に対する市の考え方
1	全般	各表中の文字サイズを見やすいサイズに変更することを求める。	Ⅱ～ⅩⅢ中「3 計画」事業計画（令和3年度～7年度）表及び別添「事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分」について、サイズを1ポイント大きくして視認性を向上するとともに行間もやや調整します。
2	全般	難読・誤解されるギリシャ文字をアラビア数字等の一般的表記への変更を求める。	ギリシャ文字の使用により、各項目を際立たせるねらいでしたが、難読・誤解を生じる可能性を鑑みてアラビア数字等への変更を行います。
3	全般	掲載図表について、表題・図表番号の整理を求める。	本計画にかかる表題や図表番号は、原則として国が提示する「過疎地域持続的発展市町村計画作成例」に準じています。これは、本計画が国への提出を念頭に置いたものであるとともに、作成例に準じることで全国の自治体が作成する同様の計画との比較を容易にするためです。

			同様の図表番号を用いることで混乱を生じる懸念もありますが、本計画においては項目ごとに独立させていますので、項目ごとにお読みください。
4	全般	「事業計画（令和3年度～7年度）」表中の事業を、新規・既存の別を判別できるように再整理・表示付記を求める。	過疎法の適用に伴って新たに取り組む「新規事業」は、現在のところ盛り込んでいません。本計画に盛り込んだ事業は、総合振興計画に盛り込まれた事業のうち、地域の持続的発展に資するべき事業を体系的に記載したものです。 今後、あらたに盛り込むべき事業があれば計画を変更する予定ですが、まず現行予定する事業を効果的に実施していきます。
5	「はじめに」	過疎法第2条（全部過疎）及び第3条（一部過疎）の内容に関する説明を求める。	「はじめに」Ⅱ本文において説明を加え、表中にも根拠条項を追加します。
6	〃	この計画の作成が必要な理由について明確な説明を求める。	「3 今後の過疎地域にかかる取扱方針について」において内容を修正しますが、限られた財源を有効に投入するとともに国や県の諸制度も活用する中で効果的な施策の実施を図るためです。
7	〃	この計画の目標設定に関し、明確な説明を求める。	「3 今後の過疎地域にかかる取扱方針について」において内容を修正しましたが、具体的には「観音寺市総合振興計画」や「観音寺市まち・ひと・しごと創生総合戦略」その他の個別計画等に示された指標（KPI）等の数値化された目標の達成を通じて、地域の持続的な社会の維持を目指すものです。
8	〃	「本市の該当の有無状況」に、基準値と該当する現状値の表記を求める。	基準値は項目上すでに記載しているため改めて記載することはしませんが、現状値は追加により記載します。
9	〃	「旧観音寺市」及び「旧大野原町」の資料の併記を求める。	「本市の該当の有無状況」中の資料では、合併後の観音寺市及び旧市町の数値も合わせて記載します。
10	9～11頁 「4 地域の持続的発展の基本方針」	本計画達成のための基本方針にふさわしい表記・表現を求める。	「基本方針」は、地域の特性を踏まえつつ、「都市計画マスタープラン」等と整合を図るため原文のままとしますが、(1)～(3)の基本方針を太字として際立たせ、かつ項目番号を上記No.2に基づき、アラビア数字等への変更を行います。

11	11 頁 「5 地域の 持続的発展 のための基 本目標」	基本目標理由の明記を求 める。	「5 地域の持続的発展のための基本目標」本文に おいて説明を加えます。
12	〃	基本方針と基本目標の関 連性の説明を求める。	本市の政策体系は、観音寺市総合振興計画を最上位 計画として、個別計画によってより具体的な事業の あり方・進め方等が示されています。これらの計画 は互いに相関関係にあり、かつ連動させながら各種 事業を実施しています。 本計画で定める「基本方針」は、地域の特性を踏ま えつつ、「都市計画マスタープラン」等に示された豊 浜地域の「あるべき姿」「進むべき方向性」を大枠で 示したものであり、「基本目標」は「基本方針」をよ り明確に進めるために、指標等の具体的な目標を設 定して同地域の持続的発展に取り組むものです。 なお、「基本方針」に掲げる項目は後述の各項目と一 致させていますが、各指標を他の個別計画とも連動 させることで一体性及び整合性を持たせています。
13	〃	「XⅢ その他地域の持 続的発展に関し必要な事 項」との関連性の説明を 求める。	現在は情報社会が進展し、かつ多様化しています。 このことは今後より複雑化すると思われ、行政とし ていかに適切かつ十分な情報を市民の皆さまをは じめとする多くの方々にお届けできるかが、地域の 持続的発展のために不可欠だと考えます。 地域社会の繋がりが希薄化するなか、災害等よう な生命や財産にかかるものをはじめ、市政について のご理解及びご協力を得るべくあらゆる情報を迅 速かつ確実に地域社会に届けることは今後の行政 運営にとって重要な課題であり、その取組みの一環 としてSNSや出前講座の充実により周知の徹底 を図ってまいります。また、公募審議会委員とし ての地域の代弁者の積極的な参画を目指すため、目標 として挙げています。

14	13 頁 II . 2 「その対策」	生活環境の変化や、新型コロナウイルス感染症の蔓延という状況に鑑みると「絶好の機会」との表現は不適切であり、撤回・変更を求める。	生活環境の変化や新型コロナウイルス感染症の蔓延、ひいては社会の混乱を ^{やぶ} 抑える意図は全くなく、豊浜町の自然豊かな環境等の特色がポストコロナ時代の新しい生活様式にマッチしており、その受け皿として生かすことが本市にとって移住定住者の皆さまのお役に立てる「絶好の機会」であると考え、それを表現したものです。 ただし、ご指摘のような誤解を与える余地があることも考慮し、本計画では表現を改めて「絶好の機会」を「本地域の優位性を活かして」に修正します。
15	18～19 頁	3(4)「省力・低コスト化施設設備導入事業」中、助成するのは「市」か「団体」か明確な標記を求める。	「団体」が行う事業に対し、「県及び市」が助成する旨を記載します。
16	18～19 頁	3(4)「新規就農者サポート事業」中、助成するのは「市」か「団体」か明確な標記を求める。	「団体」が行う事業に対し、「県及び市」が助成する旨を記載します。
17	18～19 頁	3(4)「有害鳥獣駆除対策事業」中、助成するのは「市」か「個人・団体」か明確な標記を求める。	「団体」が行う事業に対し、「県及び市」が助成する旨を記載します。
18	20 頁	4(2)中「上記、2 及び 3 のとおり。」について、説明の付記を求める。	「2 その対策」は(1)～(4)に掲げる「全般」「農林水産業の振興」「商工業等の振興」及び「観光の振興」を指すものであり、原文のまま据え置きます。なお、上記 No. 2 のとおりギリシャ文字からアラビア文字に改めます。
19	29 頁	2(3)中「豊浜圏域」について、説明付記を求める。	2(3)中「高齢者計画においては(中略)進められている。本市においては5つの日常生活圏域が設定されており(後略)」との記載により、圏域の説明をしていますので、原文のまま据え置きます。 なお、「高齢者計画」とは前で述べているとおり「観音寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」のことであり、本計画においても住み慣れた地域ごとの施設やサービス量等が示されています。

20	31 頁	3(6)中「老人クラブ等活動支援事業」中、助成するのは「市」か「団体」か明確な標記を求める。	「団体」が行う事業に対し、「県及び市」が助成する旨を記載します。
21	44 頁	表題について、目次と一致するよう求める。	一致するよう修正します。
22	44～52 頁	「事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分」と個別項目上の「事業計画」の備考欄にも記述することを求める。	個別項目上の「事業計画」の備考欄についても記述します。

【問い合わせ先】

住所：〒768-8601

観音寺市坂本町一丁目1番1号

観音寺市役所

担当：観音寺市政策部企画課企画調整係

電話：(0875)23-3917

F A X：(0875)23-3920

E-mail：kikaku@city.kanonji.lg.jp